

＜ 商品 概 要 説 明 書 ＞

期日指定定期預金

(平成25年1月1日現在適用中)

項目	内容	
☆1 商品名	期日指定定期預金	
☆2 販売対象	個人限定	
☆3 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長3年 ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日より1年経過後、最長3年までの間でお客様が指定する任意の日とすることができます。 (但し、満期日の指定をするときは、その1カ月前までに通知することが必要です。) 	
☆4 預入方法	一括預入	
	預入金額	1円以上3,000万円未満
	預入単位	1円単位
☆5 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。	
★6 利息	適用利率	預入時の店頭表示利率を満期日まで適用致します。但し、預入期間が2年未満と2年以上で適用利率が変わります。
	利払頻度	・ 満期日以後一括してお支払い致します。
	計算方法	付利単位を1円として1年を365日とする日割り計算で1年ごとの複利計算とします。
★7 手数料	—	
☆8 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続のお取扱いができます。 ・ 自動継続扱い定期預金は、総合口座に預入することにより担保定期とすることができます。 	
★9 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、解約日までの預入期間に応じた中途解約利率により1年毎の複利計算とします。	
	中途解約期間	中途解約利率
	6カ月未満	解約日の普通預金利率
	6カ月以上1年未満	約定利率×40%
	1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
	1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
	2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
	2年6カ月以上3年未満	約定利率×90%
10 課税に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます。 (平成25年1月1日から平成49年12月31日まで所得税額の2.1%が復興特別所得税として付加されます。) ・ 少額貯蓄非課税制度の対象となるお客様はマル優でのお取扱いができます。 	

項目	内容
★ 金利情報の入手方法 1 1	店頭のコ利表示ボード又は適用金利のご案内によりご確認下さい。
☆ その他 1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算致します。 ・満期日指定のないものは最長預入期限が満期日になります。
★ お客様への重要説明 1 3 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、預金保険制度の対象商品です。 <p>※. 1人あたり元本 1,000 万円までとその利息が保証されます。預金保険制度対象商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日より1年経過後、最長3年までの間でお客様が指定する任意の日とすることができます。 (但し、満期日の指定をするときは、その1カ月前までに通知する必要があります。)

お客様への交付物：期日指定定期預金規定